

(表6) 自己査定による債務者区分の推移

主要行(7行)

(単位:兆円)

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
正常先	273.0	296.1	303.4	308.9	311.7	321.2	329.1	332.3	347.1	370.9
要注意先	12.2	9.6	8.7	9.0	7.3	5.8	6.3	9.0	8.9	8.8
(要管理債権)	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6	0.9	0.9	1.1
破綻懸念先	2.2	1.8	1.7	1.3	1.0	1.2	1.1	1.3	2.2	1.8
破綻先・実質破綻先	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
要管理～破綻先の合計	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	1.9	2.0	2.6	3.3	3.1

地域銀行(100行)

(単位:兆円)

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
正常先	180.8	190.9	200.3	209.5	219.3	225.6	231.2	239.3	246.2	259.6
要注意先	25.9	24.1	23.1	22.0	21.2	22.6	23.5	27.8	27.6	27.0
(要管理債権)	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.0
破綻懸念先	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8	3.3	3.5	3.6
破綻先・実質破綻先	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
要管理～破綻先の合計	6.2	5.7	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8	5.3	5.5	5.6

全国銀行(109行)

(単位:兆円)

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
正常先	460.0	493.5	510.1	525.2	538.0	554.1	567.7	579.1	601.2	640.8
要注意先	38.4	34.0	32.1	31.2	28.7	28.8	30.3	37.3	36.9	36.2
(要管理債権)	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6	2.0	2.0	2.1
破綻懸念先	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0	4.6	5.7	5.5
破綻先・実質破綻先	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.3	1.2	1.2
要管理～破綻先の合計	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.9	7.9	8.9	8.8

預金取扱金融機関(558機関)

(単位:兆円)

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
正常先	554.2	592.4	610.3	624.5	640.9	667.4	685.1	701.9	725.6	761.5
要注意先	56.8	51.6	49.4	48.2	45.4	45.6	47.7	59.9	60.1	59.1
(要管理債権)	2.9	2.8	2.3	2.4	2.0	1.7	2.0	2.4	2.4	2.5
破綻懸念先	10.1	9.1	8.5	7.5	6.8	6.7	6.5	7.4	8.7	8.5
破綻先・実質破綻先	2.9	2.5	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0
要管理～破綻先の合計	15.9	14.4	13.2	12.2	10.8	10.6	10.6	11.9	13.0	13.0

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(SBI新生銀行及びあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式会社保有専門子会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等を含めない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

8. ()内は2023年3月期時点の対象金融機関数。